

令和 6 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 8 号 ～ 報 告 第 9 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 70号 ～ 議 案 第 80号 (降 壇)
- 3 議 案 第 81号 ～ 議 案 第 83号 (降 壇)

令 和 6 年 12月 6 日 提 出

伊 佐 市 長

令和6年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第8号及び報告第9号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号につきましては、伊佐市大口白木1368番地302付近の市が管理する広域農道において、相手方のトラックが走行していたところ、道路脇から傾倒していた竹にトラックのサイドミラーが絡まったことでサイドミラーが破損し、さらにそのサイドミラーがフロントガラスに衝突したことでフロントガラスも損傷したものです。損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を30パーセントとし、市は相手方に7万4,220円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第9号につきましては、伊佐市菱刈南浦1663番地25付近の市道本城永池線において、相手方車両が道路上の水溜まりを通過しようとした際、その水溜まりが道路の陥没によるものであったため、相手方車両の左前輪が陥没箇所へ落下し、車両の一部を損傷したものです。損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に1万7,105円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上、報告 2 件についての説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第70号から議案第80号までについて説明申し上げます。

まず、議案第70号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、障害者介護給付費等の経費や農地・農業用施設に係る災害復旧経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、菱刈公衆浴場の管理運営に要する経費について追加の措置を講じ、民生費につきましては、障害者介護給付に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、申請件数の増加に伴う危険廃屋の解体撤去工事補助金について追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、多面的機能推進交付金事業の県支出金精算返納金について新たに措置を講じております。

商工費につきましては、曾木の滝イルミネーションの開催期間延長に伴い、警備委託に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、市道の維持補修に要する経費について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、職員給与費等の増額に伴う伊佐湧水消防組合に対する負担金について追加の措置を講じ、教育費につきましては、令和7年度において小・中学校の通常学級、特別支援学級等の増減が見込まれることから、教室の改修や備品購入など、学校の環境整備に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、令和6年7月豪雨及び台風10号により発生した農地・農業用施設の災害復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,350万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億4,641万8千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、子育て支援センター等の建設に伴い、総合交流拠点施設体育館等解体工事について追加の措置を講じたほか、設計委託について変更の措置を講じております。

また、地方債では、災害復旧事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第72号「令和6年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、職員給与費について所要の措置を講じたほか、利用者の増加に伴うはり・きゅう施術券の印刷に要する経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,826万5千円とするものであります。

次に、議案第73号「令和6年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、会計年度任用職員に係る費用弁償について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,720万7千円とするものであります。

次に、議案第74号「令和6年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を8万円追加し、収益的収入の総額を3億6,062万9千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を8万円追加し、収益的支出の総額を3億1,279万6千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において、資本的支出を64万5千円追加し、資本的支出の総額を2億1,339万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,644万1千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第75号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する条例中の字句について整理するものであります。

次に、議案第76号「伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、条例で定めることにより個人番号を利用することができる事務に、重度心身障害者医療費助成に関する事務を新たに追加することのほか、医療費助成の受給資格登録等の手続の際に確認が必要な助成対象者等の医療保険給付関係情報を、情報提供ネットワークを通じて医療保険者に照会できるようにすることなどについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号「伊佐市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、子ども医療費の助成対象を18歳の子どものまで拡充し、助成方法を自動償還払い方式から現物給付方式に変更すること等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号「伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第79号「伊佐市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、医療機関等における保険給付対象者の確認方法を、マイナ保険証を使用する場合を含めた規定にすることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号「伊佐市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市総合交流拠点施設の体育館の用途廃止に伴い、当該部分を削る等の改正を行うも

のであります。

以上、議案11件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第81号から議案第83号までについて説明申し上げます。

議案第81号から議案第83号までの「公平委員会委員の選任」につきましては、現在の3人の委員の任期が、令和7年1月6日をもって満了となることから、新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第81号の狩行紀六氏、議案第82号の大辻寛信氏及び議案第83号の山下和弘氏は、現在も委員であり、引き続き委員として選任しようとするものであります。

いずれの方々も、人事行政に関し識見を持たれ、適任であると考え、公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案3件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———